

山梨県須玉町事案について

事案の概要

・ 事案の経緯

平成9年から11年にかけて、事業者が安定型自社処分場（3,000㎡未満）で、処理基準違反の処分（廃プラスチック類の未破碎埋立）や他社からの廃棄物の埋立を行った。

・ 支障等

- ①埋立廃棄物が飛散・流出するおそれ
- ②処分場からの浸出水による水質汚濁のおそれ



<処分場概要>

面積 : 約7,000㎡
投棄量 : 約13万m³
埋立面積 : 約5,800㎡

対策工の概要

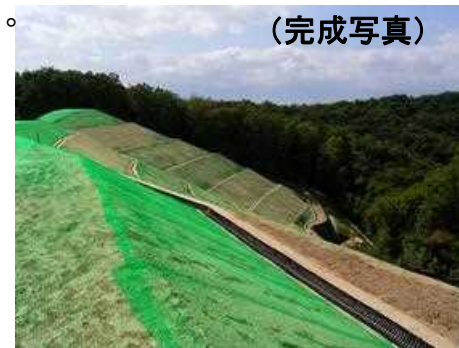
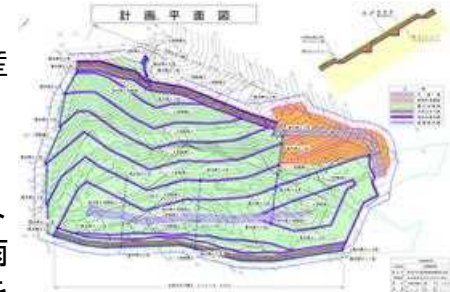
事業主体：山梨県

① 法面整形

法面を整形し急斜面箇所の産業廃棄物を除去する。

② 法面工・排水工

整形した法面にベントナイトシート（遮水シート）を張り雨水浸透を防止するほか、側溝を設置し、法面の表面流水を排水する。



(完成写真)

行政対応・責任追及

・ 行政対応

本事案に係る検証では、ミニ処分場に対する対応姿勢や組織としての監視指導の対応方針、報告徴収の有効活用など不十分な対応に対し、より積極的な対応が必要と指摘されている。これに対し、県として、①統一的対応を実施するためのマニュアルの整備②組織の強化と事案の正確な記録と整理③職員の能力の向上④警察を初めとする関係機関との連携などについて再発防止策を講じた。

・ 責任追及

原因者に対しては措置命令を発出しており、搬入事業者による自主撤去も一部行われている。引き続き原因者や排出事業者に対して費用の求償を実施する。

スケジュール・費用

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
①及び②									

平成17年度
事業完了

事業当初 平成16年度 約2.4億円